

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月28日現在

機関番号：84604

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520769

研究課題名（和文） 奈良県「飛鳥・藤原」地域における「方格地割」創出過程の考古学的新研究

研究課題名（英文） The study on Ancient Urban Planning and Road Systems of Asuka-Fujiwara Area.

研究代表者

黒崎 直（KUROSAKI TADASHI）

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所・文化遺産部・客員研究員

研究者番号：60000494

研究成果の概要（和文）：七世紀に首都がおかれた奈良県「飛鳥・藤原」地域には、多くの宮殿や寺院が造られているが、それらの配置を律した都市計画（方格地割）は存在しないとするのが学界の通説である。しかし道路遺構などの関連する発掘資料を再検討すると、106mと132mの2種の基準寸法を用いて設計された都市計画が復元できる。おまけにそれは基準・基点を変えて3回以上も変転しているのだ。これまでは計画線の複雑な重複が読み解けず、方格地割が無いように見えたただけなのだ。「飛鳥に方格地割は存在する。それも複数！」これが本研究の成果であり、結論である。

研究成果の概要（英文）：7th Century urban planning in Japan consisted of two primary systems: the palace plan and the Temple plan, both of which had unique street systems. In the 6th century the “Asuka-dera Temple” plan was begun and culminated in the 7th century arrangement of streets placed every 106m along the central axis of the temple whereas the palace plan of the 7th century called for streets every 132m along the palace axis. Separating streets based on these two plans has not been easy. Based on experience there appears to be a transitional urban plan between these two.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学、考古学、歴史考古学

キーワード：都城跡、方格地割、飛鳥京、藤原京、条里と条坊、道路遺構

1. 研究開始当初の背景

(1) 奈良県「飛鳥・藤原」地域は、七世紀代のわが国における政治・文化の中心地（首都）だった。その結果としてこの地域には、宮殿や寺院が集中して造られた。さほど広くない範囲に数多くの公的施設が配置されたのだ

が、それらの配置を律した全体計画（方格地割）の存在については、現状では否定的な考えが学界の主流を占める。

(2) だが、数多くの宮や寺を混乱もなく配置するためには何らかの配置計画＝都市計画

が存在したはずだ、と考えるのが自然である。事実、1970年代には方格地割の復元研究が盛んに取り組みられた。地表に残る水田区画や道路痕跡、寺跡の礎石などを手がかりに、多くの論考が発表された。とくに1970年に発表された岸俊男氏の「飛鳥の方格地割」(『史林』53-4 史学研究会)はその代表といえる。

(3)しかし当時の復元研究は、発掘調査のデータがさほど蓄積されておらず、主として歴史地理学的な研究方法によるものだった。ところが1980年代以降、国・県・市・村の各調査機関が担当する発掘調査が進展し、実に多様な成果やデータが蓄積されてきた。

これまで地下に埋もれていた七世紀代の遺構が次々と顔を見せ始めたのだが、それによって予想もされなかった新事実が明らかになることもある。その一つが、岸氏が想定した飛鳥の幹線道路(中ツ道)をまたぐ位置での、同時期遺構の発見である。道路を塞いで同時期の遺構が存在するはずがないので、「想定された道路は存在しない」との評価が下された。こうして「飛鳥に方格地割は存在しない」とする考えが、主流を占めるようになっていったのだ。現状では、飛鳥の方格地割をめぐる議論は低調である。

(4)一方、発掘調査の進展は別の側面をも持っている。地下に埋もれ、地表からはうかがうことのできない道路の痕跡＝「道路遺構」が、見つかりはじめる。とくに正方位にのる直線道路が発見は、古代の道路計画＝都市計画線の復元研究に大いに有効である。発掘遺構は、地表の痕跡に対して年代と位置情報が比較的明快である。この道路に関連する考古学的データこそが、再検討する際の大きな手がかりとなる。これらの考古学的資料を収集し整理・検討すると、飛鳥における方格地割の存在が浮かび上がってくる可能性がある。これが本研究をおこなう上での大きな契機であり、重要な着眼点である。

(5)古代の測地尺には、条里区画に用いられた106mと条坊区画に用いられた132mの2種類がある。飛鳥ではこの両種を用いた地割の痕跡があるかもしれない。時期を異にする2つ以上地割が施工されたとすれば、方格線を塞ぐ遺構の存在も理解可能である。検討の範囲を広げ調査事例数を増やすことにより、無いと思われてきた方格地割の具体的な姿が見えてくるのではなかろうか。

2. 研究の目的

(1)七世紀代の飛鳥・藤原地域に方格地割が施工されていたことを明らかにし、その具体的な構造や変遷過程を復元するのが本研究

の目的の一つである。

(2)あわせて、藤原京(694年)が最初と考えられてきた条坊制の成立が、飛鳥宮(七世紀中頃)の時期にまで遡る可能性を検討する。

(3)さらにそれに関連し、7世紀中頃の宮都跡である大阪府「前期難波宮跡」、滋賀県「近江大津宮跡」の周囲に方格地割(京域)が施工されたのか否かを検討する。都城制の発展過程を考察する上で避けて通れない重要な課題であるからだ。

3. 研究の方法

(1)研究の基本となるデータの収集、すなわち飛鳥・藤原地域で発掘された「道路遺構」、宮跡や寺跡の「中軸線」および「区画遺構」に関する考古学的データを収集し、その年代や性格を整理・検討する。

(2)また、飛鳥・藤原地域の地割に関する研究史を整理する。なかでもその存否をめぐる両論の対立点に注目し、議論の到達点と課題を明確にする。地割の基準寸法についても数値(距離)的な面で整理をおこなう。

(3)あわせて「発掘遺構」等の位置データを国土方眼座標値(世界測地系)に換算・統一し、遺構相互間の距離や方位の振れの計測に用いる。

(4)一方、発掘成果があっても位置情報が不明確なものは、現地を訪れて簡易測量などをおこない座標値を入手する。

(5)上記でえられたデータを分析し、方格地割の存在を復元する。またそれが施工された範囲や使用された基準寸法も考察する。

(6)さらに同時代の宮都である「前期難波宮」「近江大津宮」の周辺について、方格地割の施工の有無を検討し、飛鳥・藤原地域における地割復元の傍証とする。

(7)これらの成果から、「推古朝」「舒明朝」「斉明朝」「天武朝」「文武朝」の各時期について、地割の施工状況を図示する。

(8)最後に、飛鳥寺創建から藤原京遷都に至る「方格地割」の変遷を総括し、わが国における「古代都市」創出過程とその特徴点を東アジア諸国との対比の中で考察する。

4. 研究成果

(1)飛鳥・藤原地域で発掘調査された道路遺

構や区画施設など相互間の距離を計測し対比すると、106m(1/5 里)と 132m(1/4 里)の 2 種類の基準寸法を用いた方格地割が、時期を違えながら設計・施工されたようである。それも 2 時期だけという単純なものではなく、それ以上の変遷がたどれる。

(2)すなわち、A期:推古朝末(七世紀前半中頃)の 318m(106mX3)、B期:舒明朝末(七世紀前半末頃)の 106m、C期:斉明朝(七世紀中頃)の 132m、D期:天武朝(七世紀後半)の 132m、E期:文武朝(八世紀初頭)の 132m という基準寸法の変遷が復元できる。これらは正方位の基線をもつが、基準となる地点が異なるので方格線にはずれが生じる(E期は「藤原京条坊」でD期のそれと基本線は同じ)。

(3)A期:六世紀末に創建され七世紀初頭までに寺域が整備された飛鳥寺伽藍を基点に方格地割を設定、あわせて下ツ道や横大路などの「基幹道」を施工した時期。発掘遺構で計測すると飛鳥寺伽藍中軸線と下ツ道間は 2209m で、これを当時の測地尺の一つである「(令前)歩」で換算すると 1050 歩に相当する。1050 とは端数のようにもみえるが、300(令前)歩=1 里の 3.5 倍で、150 歩(約 106m)の 7 倍にも相当して説明は可能。まさに飛鳥・藤原地域における方格地割の黎明期というのがこのA期である。

(4)B期:舒明朝初期の「飛鳥岡本宮」の遺構(飛鳥宮跡Ⅰ期)は正方位のらない。むしろ舒明朝末から皇極朝に造営された百濟大寺(吉備池廃寺)の伽藍中心(金堂・塔の中央)点が飛鳥寺伽藍を基点とする 106m の方格線に一致。飛鳥寺以南よりも北方や東西方への方格線の施工が先行したのか。いわゆる「大化の改新」の舞台となった皇極朝「飛鳥板蓋宮」の遺構(飛鳥宮跡Ⅱ期)は、上記 106m の方格線に則って設定されている。106m を基準寸法とする方格地割が、飛鳥・藤原地域に本格的に設定・施工されるのがB期である。

(5)C期:孝徳朝「長柄豊碕宮」(前期難波宮跡)への遷都をへて再び都が飛鳥に戻った斉明朝「飛鳥後岡本宮」の遺構(飛鳥宮跡Ⅲ-1期)は、基準寸法 132m の方格地割線に則って配置。106m から 132m へと基準寸法が変化したのだが、これによって基点も飛鳥寺から後岡本宮へと遷ったようだ。すなわち飛鳥寺伽藍や下ツ道・中ツ道・横大路など幹線道路網とも齟齬が生じている。まさに飛鳥地域のみを対象としたローカルな地割といえる。ただし 132m の基準寸法は後の藤原京や平城京の町割り(条坊制)に用いられた首都設計用の寸法。その意味では「都城制の萌芽」といえるのがこのC期である。

(6)D期:天智朝「近江大津宮」(大津宮跡(錦織遺跡))への移転期から、壬申の乱をへて再び飛鳥へ都が戻った天武朝「飛鳥浄御原宮」の遺構(飛鳥宮跡Ⅲ-2期)は、基本的に斉明朝「後飛鳥岡本宮」のそれを踏襲。むろん地割も踏襲するが、下ツ道や横大路など幹線道路網との不一致は大きな問題であり、それを解消すべく後の「藤原京条坊」と同じ地割が構想される。132m を基準寸法とするそれは天武朝初期に設定され、一部では施工も試みられたが、途中で頓挫する。後に再開されるも天武の死去によって再び中断の憂き目にあう。天武朝のこの地割構想は持統朝に引き継がれ、694 年の藤原京遷都によってようやく完成をみる。大和盆地全体の地割とも整合するもので、まさしく飛鳥・藤原地域にける方格地割の完成期というのがD期である。

(7)E期:持統朝「藤原京」を引き継いでそれを完成させたのが文武朝「藤原京」である。むろん京の地割である「条坊」の構造は同一であるが、701 年に公布された「大宝律令」によって「左右京識」が登場するから、行政的には大きな変化があったようだ。これを契機にして、藤原京々域の変遷を考える説(いわゆる「大藤原京」問題)も提唱されており、議論はなお未解決である。

話題がやや細くなるが、持統朝「藤原京」と文武朝「藤原京」との違いは、「大官大寺」の位置についてである。後に平城京に遷って「大安寺」となるこの寺院は、天皇の勅願寺として舒明朝に創建され、「百濟大寺」と称された。まさに官第一の格式を持つ「大寺」である。この大寺は天武朝に至って高市の地に移転され「高市大寺」となり、さらに「大官大寺」と名称とあらためる。地名による寺名からまさに官の大寺にふさわしい名称への変更である。ただし「大官大寺」には文武朝に新たに造営したとの史料も残されており、それが現在史跡になっている「大官大寺」に相当することは、すでに発掘調査で確認されている。すなわち天武朝と文武朝との 2 つの「大官大寺」が存在したことになる。こうみると 3 度にわたって寺地を変遷している。その理由が何か?は、永らく「謎」とされてきている。しかし、今回の研究成果が明らかにしたB期・C期・E期の 3 度の地割変遷からすると、まさに両者は連動している。官第一の大寺として、その寺域が「都」の地割と齟齬をきたすことは許されなかったのである。

(8)以上A期からE期にいたる変遷を復元したが、飛鳥・藤原地域では、平城京遷都(710 年)後に施工された 109m の「条里制地割」にも注目する必要がある。これを加えるとこの

地域では実にめまぐるしく地割が変転したことになる。その複雑に重なった地割の痕跡が、これまで研究者の目を眩ませてきたのである。但しまだまだ未解明な点が残ることも事実である。今後の発掘調査の進展に期待したい。

(9)藤原京(694年)こそが、わが国「条坊制」の成立期であるとされてきたが、その前段階であるA期から方格地割があり、先にも触れたようにC期には132mという条坊制と同じ基準寸法をもつ方格地割も施工されている。これが藤原京の条坊とどう異なるのか。施工範囲(京城)の明確さ、施工の徹底性(地形の改変度)などに差があるのか等々、新たな検討課題が生じてきている。

(10)飛鳥の方格地割に関する諸問題をまとめておく。その第一は方格地割の「基点・基線」、とくにC期のそれが不明な点である。復元の手続き上、飛鳥宮跡東辺道路と川原・橘寺間道路との交差点をそれに当てたが、本来的に基点がそこだと確証はない。あるいは飛鳥寺北辺道路の方が基線であったかもしれない。第二は方格地割の「呼称」法である。これは基点の所在とも関わる重要な観点だ。区画の呼称が「条・里」か「条・坊」か、あるいは「数詞」か「固有名詞」か。

そして第三にその施工範囲の問題。C期の地割範囲が、齟齬をきたした下ツ道や横大路をこえて広がる可能性は少ないが、絶対にないともいえない。この3点はいずれも未解決の課題として残されている。

(11)なお京(条坊制)の成立に関連しては、同時期の大阪府「前期難波宮跡」、滋賀県「近江大津宮跡」の方格地割(京城)についても検討をおこなった。その結果、発掘データがきわめて少なく、その制約から断定するまでには至らないが、難波宮では106mの、大津宮では132mの基準寸法をもつ方格地割が宮周辺に施工された可能性を指摘することができた。今後の調査・研究でさらに深めることができれば、日本の都城制研究に新たな展開がみられるであろう。今後に期待したい。

(12)藤原京以前の「京」、それは「倭京」とも「古京」とも呼ばれてきたが、これまでは京城などの実体を伴わないものとする理解が一般的だった。しかし現実に飛鳥に方格地割が存在し、それが下ツ道や横大路にまで広がり、さらに拡大する可能性も皆無でないとすれば、状況は大きくことなってくる。岸俊男氏が指摘したように、「問題なのは「倭京」の規模・範囲であり、それはまた次の藤原京との関連からも、そのつながりが説明できなければならない。(中略)その解明を待つては

じめて日本における「京」の成立が明確になる」のだ(岸俊男1982「日本における『京』の成立」『東アジアにおける日本古代史講座6』学生社、後に1988『日本古代宮都の研究』岩波書店に収録)。今まさに岸氏が指摘した「倭京」の規模と構造を解明する手がかりが見えてきたのだと思う。

(13)飛鳥・藤原地域の地割の基準・基点が、六世紀末に創建された飛鳥寺伽藍であると考えたが、横大路や下ツ道などのいわゆる「古代の幹線道」の設置年代とも絡んで、なお検討の余地が残されている。奈良県「斑鳩」地域や平城京など大和盆地全体の地割、とくに都市計画変遷史という観点からの研究は、これからますます重要になっていくではなかるうか。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

- ① 黒崎 直、近江大津宮の再検討—その中軸線と南滋賀廃寺をめぐる—、埋文行政研究のはざま(坪井清足先生卒寿記念論文集)、査読なし、2010年、pp.1017-1024

〔学会発表〕(計1件)

- ① 黒崎 直、飛鳥藤原地域における方格地割の成立と変遷、都城制研究会、2009年5月23日、大阪市歴史博物館、

〔図書〕(計1件)

- ① 黒崎 直、同成社、飛鳥の都市計画を解く(ISBN 9784886215581)、2011年、pp.1-241

6. 研究組織

(1) 研究代表者

黒崎 直 (KUROSAKI TADASHI)
独立行政法人文化財機構 奈良文化財研究所・文化遺産部・客員研究員
研究者番号：60000494

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

鈴木 景二 (SUZUKI KEIJI)
富山大学・人文学部・教授
研究者番号：90283051